

○猪名川町自治会集会所等整備事業補助金交付要綱

平成8年3月19日

要綱第5号

改正 平成12年1月18日要綱第1号

平成26年2月14日要綱第16号

(目的)

第1条 この要綱は、自治会が集会所等の新築、増改築等の整備事業を行う場合の経費について、町が補助することにより、自治会運営の円滑化を図り、もって地域の自治振興の発展と地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 本町の自治会長連絡協議会に加入している自治会をいう。
- (2) 集会所等 会議及び集会に必要な施設を備え、自治会が運営及び利用する集会所、公民館、公会堂及び自治会館をいう。
- (3) 新築 新たに建築又は従来の建物施設を全部建て替えることをいう。
- (4) 増改築 既存の集会所等の延床面積を増加し、または集会所等の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分若しくは電気設備、給配水設備等の建物施設と一体となって効力を果たす設備を取り替え、若しくは取り付けをいう。
- (5) 修繕 既存の集会所等の一部を改善し、又は補修することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となるものは、集会所等の新築、増改築、修繕に係る整備事業(以下「事業」という。)とし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 事業経費が一件50万円未満のもの及び建築基準法その他の法令に適合しない場合
- (2) 国又は県の補助を受けて事業を行う場合
- (3) 猪名川町コミュニティセンター助成事業補助金交付要綱(平成26年要綱第15号)の補助を受けて事業を行う場合
- (4) 猪名川町土地開発事業指導要綱(平成7年要綱第12号)に基づき事業主の負担で設置される場合

(5) 猪名川町消防団分団格納庫等整備事業補助金交付要綱（平成12年要綱第3号）  
第2条第3号に規定する格納庫等を新築、増改築又は修繕する場合

(6) 土地購入及び土地造成を行う場合

2 前項に規定する事業に係る補助の基準は、補助対象基準表（別表1）のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助基本額に補助加算額を加えた額とし、補助金交付基準表（別表2）に従い予算の範囲内で定める。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金交付の対象となる事業を実施しようとする自治会は、自治会集会所等整備事業計画書（様式第1号）を、当該事業予定年度の前年の9月末日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会集会所等整備事業補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業の契約書及び見積書の写し

(2) 事業に係る設計図（配置図・平面図・立面図）

(3) 集会所等の用地の所有または利用に関する書類（敷地の登記簿謄本又は賃貸契約書）

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の成立後、補助金の交付の可否を決定し、その旨を自治会集会所等整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（事業内容等の変更）

第8条 前条第1項により補助金交付決定を受けた後に、事業内容等に変更を生じた場合は、すみやかに自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書を受理したと

きは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を自治会集会所等整備事業内容変更承認書兼補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業完了後、自治会集会所等整備事業補助金交付請求書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） 自治会集会所等整備事業完了届（様式第7号）

（2） 事業収支精算書（様式第8号）

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の補助金の請求書を受理したときは、現地調査の上適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消及び返還）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（1） 虚偽または不正な方法により補助金の交付を受けたとき

（2） 補助金をその目的以外の目的に使用したとき

（3） この要綱の規定に違反したとき

2 補助金の返還については、町長が指定した期日までとする。

（使用継続の義務）

第12条 補助金の交付を受けて建築した集会所等は、交付の日から起算して新築にあつては20年間、増改築、修繕にあつては10年間その使用を廃止し、またはその目的を変更してはならない。ただし、町長が特に認めたものについてはこの限りではない。

（適用除外）

第13条 補助金の交付を受けた自治会は、当該補助を受けた日から起算して新築にあつては20年以内、増改築、修繕にあつては10年以内に事業を行う場合は、この要綱の規定は適用しない。ただし、次の各号に掲げる理由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 災害等により既設の集会所等が使用できなくなったとき
  - (2) やむを得ない事情により、新築、増改築等を必要とするとき
- (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(特例措置)

- 2 要綱第5条に規定する期日は、平成8年度に限り、平成8年7月末日とする。

附 則 (平成12年1月18日要綱第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月14日要綱第16号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係） 補助対象基準表

区分	補助対象
新築、増改築事業	<p>(1) 主体工事費                      (基礎、軸組、床組、小屋根、壁体、屋上、屋根、天井                      階段及び諸仕上工事)</p> <p>(2) 付帯工事費                      (電気工事、給配水工事、ガス工事、防火・消火工事、                      衛生工事)</p> <p>(3) 雑工事費                      (電話工事、室内外放送設備工事、テレビ工事)</p>
修繕事業	<p>(1) 畳、床、敷物、建具、壁、天井、衛生設備、流し台等                      の破損復旧または模様替え</p> <p>(2) 冷暖房工事（機器取得を含む）</p> <p>(3) 水洗便所改造工事</p> <p>(4) 解体工事及び諸経費</p>

別表2（第4条関係） 補助金交付基準表

区分	補助基本額	補助加算額	(世帯=A)
新築の場合	補助基準単価	50世帯以下	$A \times 10,000$ 円
	1平方メートル当たり	51世帯～100世帯	$(A-50) \times 5,000$ 円+50万円
	15万円以内	101世帯～200世帯	$(A-100) \times 3,000$ 円+75万円
	補助率	201世帯～500世帯	$(A-200) \times 1,000$ 円+105万円
	事業経費の30%	501世帯以上	$(A-500) \times 500$ 円+135万円
	補助限度額		
	500万円		
増改築 修繕の場合	補助率	50世帯以下	$A \times 2,000$ 円
	事業経費の30%	51世帯～100世帯	$(A-50) \times 1,500$ 円+10万円
	補助限度額	101世帯～200世帯	$(A-100) \times 1,000$ 円+17万5千円
		201世帯～500世帯	$(A-200) \times 500$ 円+27万5千円
	200万円	501世帯以上	$(A-500) \times 200$ 円+42万5千円

※ 世帯数については、第5条に掲げる9月末日の総世帯数による。

様式第1号（第5条関係）

自治会集会所等整備事業計画書

年 月 日

自治会の名称		
自治会長氏名		TEL( ) _____
集会所等の名称		
事業区分		新築・増築・改築・修繕
事業着手予定月日		年 月 頃
事業完了予定年月		年 月 頃
集 会 所 等	構 造	
	延床面積	m <sup>2</sup>
	建築、増改築等に要する経費	千円
備 考		

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

自治会集会所等整備事業補助金交付申請書

下記のとおり自治会集会所等整備事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名			
交付申請額	円	事業費	円
実施場所	猪名川町		
構造		面積	m <sup>2</sup>
建築理由			
契約状況	契約方法		
	契約年月日	年 月 日	
	工期	年 月 日～ 年 月 日	

(注) 添付書類

- 1 工事請負契約書 (写)
- 2 建築確認申請書 (写)
- 3 見積書 (写)
- 4 配置図、平面図、立面図
- 5 土地登記簿謄本 (写)

様式第3号（第7条関係）

自治会集会所等整備事業補助金交付決定通知書

猪 総 第 号  
年 月 日

自治会名

自治会長 様

猪名川町長 印

年 月 日付で申請のあった自治会集会所等整備事業補助金交付申請  
については、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業名
町補助金決定額 一金 円
備考

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりである。
- 2 事業の実施にあたっては法令、条例、規則及びこの要綱に従うこと。
- 3 事業の内容等を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
- 4 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- 5 補助金は、交付の目的以外に使用してはならない。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

自治会集会所等整備事業内容変更承認申請書

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けました自治会集会所等整備事業計画を下記のとおり変更したいので、その変更の承認を申請します。

事業名		
変更の理由		
変更内容	当初計画	変更後の計画
集会所等の位置		
建築面積		
構造		
工期		
工事費等		

（注） 添付書類

事業内容等に必要書類を添付すること

様式第5号（第8条関係）

自治会集会所等整備事業内容変更承認書  
兼補助金交付決定通知書

第 年 月 日

自治会名

自治会長

様

猪名川町長

印

年 月 日付けで申請のあった自治会集会所等整備事業内容変更承認  
申請を承認するとともに、補助金の額を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助事業名

当初補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

変更後補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

印

自治会集会所等整備事業補助金交付請求書

年 月 日付けで通知のあった自治会集会所等整備事業補助金を次の  
とおり請求します。

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先 金融機関名 \_\_\_\_\_

口座番号 普通・当座 NO \_\_\_\_\_

口座名義 \_\_\_\_\_

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

自治会集会所等整備事業完了届

年 月 日付で通知のあった自治会集会所等整備事業について、下記  
のとおり工事が完了しましたので届けます。

事業名	
実施場所	猪名川町
建築面積 (増改築の 場合はその 面積)	m <sup>2</sup>
完了年月日	年 月 日
備考	

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町長 様

自治会名

自治会長

自治会集会所等整備事業収支精算書

下記のとおり自治会集会所等整備事業の収支について報告します。

事業名		
実施場所	猪名川町	
収入	町補助金	円
	負担金	円
	寄付金	円
	その他	
	合計	円
支出	工事費	円
	雑費	円
	その他	
	合計	円

(注) 添付書類

- 1 収支決算書
- 2 完了写真（外部、内部）
- 3 工事請負契約書（写）
- 4 工事費内訳書（写）
- 5 配置図、平面図、立面図

様式第1号付表  
事業収支予算書  
(1) 収入

区分	予算額	備考
町補助金		
会費		
その他		
合計		

(2) 支出

事業名	予算額	積算の基礎
合計		